

☆☆

# ユニオン・プレス

☆☆

No. 4 2012年7月

発行： 埼玉大学教職員組合 048-853-5609(内線 3160)

saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp

組合事務室は生協第2 食堂建物内 月～金(水除く)の12時～17時開室

## 臨時特例法に準じた給与引き下げ7月実施にあたって 組合による団体交渉による成果と今後の取り組み 6月28日付で大学側と確認書を締結

組合は、7月から実施される臨時特例法に準じた給与削減について大学側と交渉を重ねてきました。  
3時間におよんだ団体交渉もありましたが、6月28日付で大学側と確認書を取り交わしました。  
この間の経緯および団体交渉の結果、そして今後の取り組みについてお伝えいたします。

### 1. これまでの交渉の結果、確認できたことのポイント

- ①政府による予算削減がなかった場合や削減幅が小さい場合には、年度内に給与で返還すること。またその際には、組合との交渉を経たうえで早期に決定すること。
- ②運営交付金が実際に削減された場合には、それを教職員の給与削減分で埋めるのではなく、大学側が経営努力を行なってできる限り埋めること。
- ③7月以降の毎月の給与削減額については、給与明細などに明示して、個々の教職員に通知すること。
- ④地域手当は、平成24年度4月に遡って12%完全支給すること。【⇒ 昨年度より1.8%アップ。6月の賞与分より実施、4～6月の給与分は7月の給与で追加支給】
- ⑤期末・勤勉手当の削減額計算時には、調整額と扶養手当を除いた本給部分を基礎額として計算すること。【⇒ 特例法に準拠しない方式で、この措置によって賞与の削減額が縮小】
- ⑥特例期間中は、連続する夏季の特別休暇の日数を3日から4日にすること。【本年度の場合は、8月13日から16日までお盆休暇。非常勤職員にも適用】
- ⑦特例期間中は、人間ドック受診者に2万円を上限とした補助を行うこと。【ただし、当該年度4月1日現在に35歳以上で、給与削減対象者本人のみが対象】
- ⑧付属学校の職員については、すべての者を給与削減の対象外とすること。

⑨2013年度の削減率や削減方法、返還方法については、2013年3月31日までに組合との交渉を経たうえで見直しを行なうこと。

## 2. これまでの交渉を振り返って

労働組合法の原則からいって、今回の給与削減提案は一切認めるべきでないという議論もありました。しかし、私たちは7月からの削減を前提としたうえで、具体的な返還方法や代償措置などについて厳しく交渉していくという道を選択しました。それは、多くの他の大学とは異なり、政府による予算削減がなかった場合や削減幅が小さい場合の返還について一定の確約が比較的早い段階でとれたことによるものです。また、上記②にありますように、実際に政府による予算削減が行なわれた場合にも、できるかぎり大学側が持ち出し負担をし、教職員の負担軽減のための経営努力をするという約束をとることができました。

組合との交渉・合意もないままに、したがって、なんの代償措置も獲得されないままに削減の強硬実施がなされている大学も少なくない状況です。私たちの教職員組合は組織率が低く、交渉上の力不足は否めません。しかし、上記④以外はすべて、組合の要求と粘り強い交渉があつてはじめて獲得できたものです。過半数代表には交渉権はありません。 また、これらの組合の交渉の成果は、埼玉大学の教職員すべての方に適用されるものとなっています。今回の組合の努力を評価いただけましたら、この機会にぜひ組合にご加入くださるようお願いいたします。より多くの教職員のみなさんに組合に参加していただくことが、今後のさらなる成果につながります。どうぞ組合加入をご検討ください。

## 3. 今後の取り組み

7月以降も、いくつかの積み残した課題について交渉を継続していきます。7月11日には予備折衝を行なうことになっています。

今後も、ご批判も含めて、みなさんの提案、ご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

**職員、パートタイム職員、  
契約職員、教員・・・**

**組合はどなたでもいつでも加入できます！**

<問合せはお気軽にどうぞ>

埼玉大学教職員組合

tel/fax: 048-853-5609 (内線3160)

メール: [saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp](mailto:saikyoso@mail.saitama-u.ac.jp)